

附属資料

この総合計画の策定経過等を記載しています。



附属資料目次

1	佐世保市総合計画条例	161
2	策定経過	162
3	策定体制	165
4	佐世保市議会総合計画調査特別委員会	
①	総合計画調査特別委員会 委員名簿	166
5	佐世保市総合計画審議会	
①	佐世保市総合計画審議会条例	167
②	佐世保市総合計画審議会 委員名簿	168
③	佐世保市総合計画基本構想の策定について（諮問・答申）	168
6	庁内の検討体制	
①	佐世保市総合計画検討会議（部長会）委員名簿	170
②	企画委員名簿	171
③	事務局名簿	171
7	主な分野別計画等の一覧表	172
8	社会指標・K P I の解説	177
9	連携する政策・施策	189
10	用語解説	193

1 佐世保市総合計画条例

佐世保市総合計画条例

(趣旨)

第1条 この条例は、佐世保市総合計画（以下「総合計画」という。）の構成並びに佐世保市基本構想（以下「基本構想」という。）及び基本構想を実現するための基本的な事項を定める計画（以下「基本計画」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(総合計画の構成並びに基本構想の内容及び基本構想に即した事務の処理並びに基本計画の内容)

第2条 総合計画は、基本構想及び基本計画により構成するものとする。

2 基本構想は、概ね10年程度の期間を展望し、本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るため市政の理念並びに本市の将来像及び基本目標をその内容として策定するものとし、本市は、事務を処理するに当たっては、これに即して行うようにするものとする。

3 基本計画は、基本構想に基づき実施すべき政策及び施策並びに事業、これらの方向性その他の必要な事項を示す内容として市長が定めるものとする。

(基本構想及び基本計画の策定の方針)

第3条 基本構想及び基本計画は、総合的見地から策定されなければならない。

2 基本構想及び基本計画は、その時々地域の实情、社会経済情勢の変化等を踏まえ、これらに適合するように策定されなければならない。

3 前2項の規定は、基本構想及び基本計画の変更について、準用する。

(佐世保市総合計画審議会への諮問)

第4条 市長は、次条の規定による議会の議決を経るため基本構想の案を議案として提出しようとするときは、あらかじめ、佐世保市総合計画審議会条例（昭和45年条例第4号）第1条に規定する佐世保市総合計画審議会に諮問するものとする。

(基本構想の策定に係る議会の議決)

第5条 基本構想は、議会の議決を経て策定するものとする。基本構想を変更しようとするときも、同様とする。

(基本構想の公表)

第6条 市長は、基本構想が策定されたときは、速やかにこれを公表するものとする。基本構想が変更されたときも、同様とする。

2 前項の規定は、基本計画の策定及び変更について、準用する。
(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例は、この条例の施行の日以後に策定する基本構想及び基本計画について適用し、同日前に策定した基本構想及び基本計画については、なお従前の例による。

2 策定経過

年月日	主な策定経過
平成29年 4月28日	総合計画調査特別委員会 ◆次期総合計画の策定について
平成29年 7月7日	企画委員会議 ◆基本構想策定の進め方
7月18日	検討会議（部長会） ◆基本構想の検討の視点
8月10日	企画委員会議 ◆第7次総合計画のあり方と運用体制について
8月23日	総合計画審議会 ◆諮問（次期佐世保市総合計画の策定について） ◆基本構想策定に係る検討の視点の確認
9月1日	総合計画調査特別委員会 ◆基本構想策定に係る検討の視点の確認
9月22日	企画委員会議 ◆第7次総合計画の体系の考え方について
10月23日	検討会議（部長会） ◆基本構想の構成と分野等について
10月27日	総合計画調査特別委員会 ◆基本構想の構成と分野等について
12月22日	企画委員会議 ◆各部局での指標等の設定について
平成30年 1月16日	検討会議（部長会） ◆基本構想の策定について
1月29日	総合計画調査特別委員会 ◆次期総合計画について（基本構想策定及び指標の考え方）
2月7日	検討会議（分野別部長会）（経済） ◆各分野における方向性及び指標の考え方について
2月8日	総合計画審議会 ◆産業別就業人口の将来予測について ◆基本構想及び基本構想の各分野における方向性について
2月9日	検討会議（分野別部長会）（市民生活） ◆各分野における方向性及び指標の考え方について
2月16日	総合計画調査特別委員会 ◆基本構想の各分野における方向性について
3月20日	企画委員会議（分野別）（行政経営） ◆基本構想及び新マネジメントについて

年月日	主な策定経過
3月23日	企画委員会議 ◆基本構想の各分野における方向性の確認
3月26日	検討会議（分野別部長会）（都市基盤） ◆基本構想について
3月28日	総合計画審議会 ◆基本構想及び基本構想の各分野における方向性について
3月29日	検討会議（分野別部長会）（行政経営） ◆基本構想及び新マネジメントについて
4月6日	企画委員会議（分野別）（行政経営） ◆行政経営分野の方向性の検討
4月12日	企画委員会議 ◆基本構想について
5月28日	検討会議（部長会） ◆基本構想について
6月1日	総合計画調査特別委員会 ◆基本構想について
6月26日	総合計画審議会 ◆基本構想について
7月2日	企画委員会議 ◆基本構想における行政管理分野の方向性について ◆基本計画の策定について
7月23日	検討会議（部長会） ◆基本構想における行政管理分野の方向性について ◆基本計画の策定について
10月22日	企画委員会議 ◆次期総合計画の全体構成について ◆基本構想及び基本計画について ◆指標の設定について
11月7日	検討会議（部長会） ◆基本構想及び基本計画について
11月15日 22日	総合計画調査特別委員会 ◆総合計画（中間素案）について
平成31年	企画委員会議
1月10日	◆総合計画（中間素案）について（特別委員会指摘事項の対応確認）
1月29日	検討会議（部長会） ◆総合計画（中間素案）について（特別委員会指摘事項の対応確認）
2月12日 13日 14日	総合計画調査特別委員会 ◆総合計画（中間素案）について

序
論

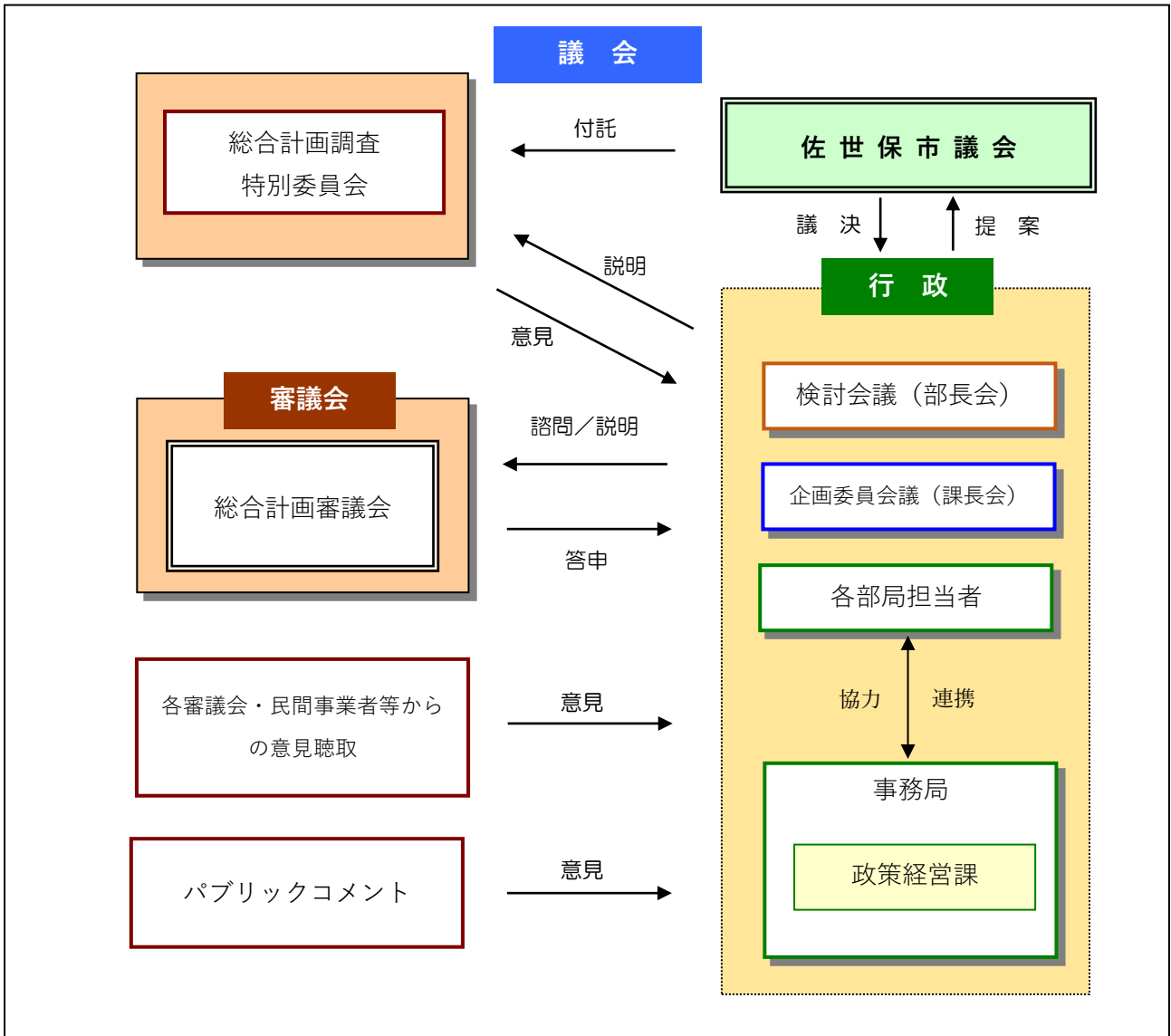
基
本
構
想

基
本
計
画

附
属
資
料

年月日	主な策定経過
3月20日	企画委員会議（行政経営） ◆総合計画の推進について
3月22日	総合計画審議会 ◆総合計画（中間素案）について ◆佐世保市の将来像（将来のイメージ）について
4月 3日	検討会議（部長会）（行政経営） ◆総合計画の推進について
令和元年	総合計画審議会
6月27日	◆答申（次期佐世保市総合計画の策定について）
7月 2日	総合計画調査特別委員会 ◆総合計画（中間素案）について
7月29日	総合計画調査特別委員会
30日	◆総合計画（案）について
9月 3日	9月定例会市議会において総合計画基本構想を提案
11月 5日	総合計画調査特別委員会
6日	◆総合計画基本構想（案）について
7日	◆総合計画基本計画（案）について
8日	
12月 4日	12月定例会市議会において総合計画基本構想を議決

3 策定体制



序論

基本構想

基本計画

附属資料

4 佐世保市議会総合計画調査特別委員会

委員名簿 平成28年12月21日～令和元年5月2日

※山下千秋委員のみ平成28年12月21日～平成30年10月1日（議員辞職による）

◎委員長 ○副委員長

◎ 久池井 一孝

○ 大塚 克史

久野 秀敏

永田 秀人

北野 正徳

永安 健次

森田 浩

柴山 賢一

崎山 信幸

宮城 憲彰

松尾 裕幸

山下 千秋

委員名簿 令和元年5月31日～

◎委員長 ○副委員長

◎ 草津 俊比古

○ 永田 秀人

小田 徳顕

佐藤 文子

湊 浩二郎

林 健二

森田 浩

小野原 茂

5 佐世保市総合計画審議会

佐世保市総合計画審議会条例

令和元年9月3日現在

(設置及び目的)	(部会)
<p>第1条 この条例は、本市の基本構想の設定及び総合的かつ計画的行政の推進に係る重要事項について、市長の諮問に応じて審議調査するため、佐世保市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">(任務)</p> <p>第2条 審議会の任務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 基本構想の策定及び変更に関すること。</p> <p>(2) その他市長が特に指示する事項</p> <p style="text-align: center;">(委員)</p> <p>第3条 審議会は、委員20人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) 関係行政機関の職員</p> <p>(2) 学識経験を有する者</p> <p>(3) その他市長が認める者</p> <p>2 前項第1号の委員に事故があるときは、その職務上の代理者が委員の職務を行うことができる。</p> <p style="text-align: center;">(委員の任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、任期中であつてもその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。</p> <p>2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 委員は、再任されることができる。</p> <p style="text-align: center;">(会長及び副会長)</p> <p>第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。</p> <p>2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。</p> <p>3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。</p> <p>4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき若しくは欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p style="text-align: center;">(会議)</p> <p>第6条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。</p> <p>2 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>第7条 審議会の会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。</p>	<p style="text-align: center;">(部会)</p> <p>第8条 会長が必要と認めるときは、審議会に専門的事項を分掌させるため部会を置くことができる。</p> <p>2 部会は、会長の指名する委員をもつて組織し、部会長は部会に属する委員の互選による。</p> <p>3 部会長は、部務を掌理し、部会における審議の経過及び結果を審議会に報告しなければならない。</p> <p>4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちあらかじめ部会長が指名した者がその職務を代理する。</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">(専門調査委員)</p> <p>第9条 審議会に専門的事項について調査させるため、専門調査委員を置くことができる。</p> <p>2 専門調査委員は、学識経験を有する者、関係行政機関の職員その他適当と認める者のうちから市長が委嘱又は任命する。</p> <p style="text-align: center;">(幹事)</p> <p>第10条 審議会に幹事若干人を置き、本市の職員のうちから市長が任命する。</p> <p>2 幹事は、審議会の審議をたすける。</p> <p style="text-align: center;">(庶務)</p> <p>第11条 審議会の庶務は、企画部政策経営課において行う。</p> <p style="text-align: center;">(委任)</p> <p>第12条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この条例は、昭和45年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">～ 以下の改正附則（略）～</p>

	委員氏名	所属・役職名
◎	木村 勝彦	長崎国際大学 副学長
○	馬郡 謙一	佐世保商工会議所 副会頭
	折原 浩一	ながさき西海農業協同組合 理事金融部長
	平野 重美	佐世保市水産振興協議会 針尾漁業協同組合代表理事組合長
	飯田 満治	佐世保観光コンベンション協会 理事長
	落合 知子	長崎国際大学 教授
	鴨井 鐵太郎	佐世保市社会福祉協議会 副会長
	宮原 明夫	佐世保市医師会 会長
	森 百合子	佐世保市PTA連合会 会長
	川原 ゆかり	長崎短期大学 副学長
	林 俊孝	佐世保市民生委員児童委員協議会連合会 会長
	田中 泰彦	佐世保工業高等専門学校 准教授
	橋山 良男	(旧)佐世保市連合町内連絡協議会 元副会長
	西岡 誠治	長崎県立大学 教授
	津久井 稲緒	長崎県立大学 准教授
	永松 和人	長崎県北振興局 局長
	長谷川 和彦	市民公募 (前ひと・まち育む元気プラン市民会議座長)
	池田 和枝	市民公募 (佐世保市地方創生推進協議会委員)
	若本 照子	市民公募
	八頭司 健一	市民公募

佐世保市総合計画基本構想の策定について (諮問・答申)

29政第167号 平成29年8月23日
佐世保市総合計画審議会 会長 木村 勝彦 様
佐世保市長 朝長 則男
次期佐世保市総合計画基本構想の策定について (諮問)
佐世保市総合計画審議会条例第2条の規定により、次期佐世保市総合計画基本構想の策定について、貴総合計画審議会の意見を求めます。
以上 (政策経営課)

佐世保市長 朝 長 則 男 様

佐世保市総合計画審議会

会長 木 村 勝 彦

次期佐世保市総合計画基本構想の策定について（答申）

当審議会は、佐世保市総合計画条例（平成27年条例第4号）第4条の規定に基づき、平成29年8月23日付け29政第167号により、佐世保市長から下記諮問案件について意見を求められましたので、審議のうえ、下記のとおり附帯意見を添えて答申いたします。

記

諮問案件 「次期佐世保市総合計画基本構想の策定について」

1 審議会の結論

- (1) 平成31年3月22日に当審議会に示された第7次佐世保市総合計画基本 構想（中間素案）は、今後の本市のまちづくりの方針とその実現に向けた目指すべき方向性を明らかにしており、概ね妥当と判断する。
- (2) 将来像（佐世保市の将来のイメージ）については、次の2点を提案する。

「海風 薫る“キラっ都”SASEBO」

「海風 薫り 世界へはばたく“キラっ都”SASEBO」

【理由】

海風 薫る	本市の魅力のひとつは、世界に向けて開かれた海と港があること きらきらと輝く海からそよぐ心地よい風が、市民のみなさんを包み込む
キラっ都	広く市民に浸透している“キラっ都”というフレーズを、今後も引き続き 本市のイメージとして使っていきたい
SASEBO	日本の最西端・佐世保が、国際都市“SASEBO”となっていく
世界へはばたく	令和の新時代の幕開けを迎え、国内だけでなく、世界の“SASEBO”としては ばたいていくことを目指す

2 附帯意見

- (1) 第7次佐世保市総合計画は「一政策一部局」の体系で構成されているが、政策の目的を常に意識し、政策の目的（まちづくりの目的）に適切に対応した施策の体系と部局の構築に努められたい。
- (2) 本市には、海外に向かって開かれていたという「歴史性」と、それに培われてきた「文化性」という土壌、これに加えて「多様性」を受け入れる秀でた風土がある。

第7次基本構想は概ね妥当として判断するものの、この風土を活かし、「世界中どこに出しても恥ずかしくない」という先端的なものをより輝かせ、日本の中で超一流といわれている佐世保の持ち味を前面に出しながら、市長のリーダーシップのもと、適宜実効性のある政策の展開を期待する。

以 上

6 庁内の検討体制

佐世保市総合計画検討会議（部長会）委員名簿

令和元年9月3日現在

市長	朝長 則男	都市整備部長	池田 正樹
副市長	川田 洋 ◆令和元年8月1日付で 佐世保市特別顧問へ就任	土木部長	杉本 和孝
		港湾部長	神崎 良平
		市民生活部長	中西 あけみ
副市長	山口 智久	保健福祉部長	塚元 勝
副市長	田中 英隆	保健所長	井上 文夫
議会事務局長	池田 真二	子ども未来部長	渡辺 恵美
基地政策局長	東 隆一郎	環境部長	木村 陽三
行財政改革推進局長	佐々木 謙一	会計管理室理事	岡本 敏幸
企業立地推進局長	豊原 稔	選挙管理委員会事務局長	吉永 洋明
防災危機管理局長	中尾 和章	監査事務局理事	竹下 由美
契約監理室長	小寺 紀彰	農業委員会事務局長	中里 忠義
企画部長	中島 勝利	消防局長	西崎 正明
政策推進センター長	檜 貢	水道局長	谷本 薫治
総務部長	田所 和行	水道局経営管理部長	湯村 哲美
財務部長	橋口 昌浩	水道局事業部長	鎌田 健治
観光商工部長	井元 保雅	教育長	西本 眞也
農林水産部長	吉田 敏之		

佐世保市総合計画 企画委員会議（課長会）名簿

令和元年9月3日現在

議会運営課長	宮崎 謙一郎	みなと振興・管理課長	有富 暢一
基地政策局主幹	吉本 泉	コミュニティ・協働推進課長	中島 幸彦
行財政改革推進局主幹	坂口 篤史	保健福祉政策課長	辻 英樹
企業立地推進局次長	川口 康博	子ども政策課長	須藤 貴光
防災危機管理局主幹	里元 雅志	環境政策課長	高島 秀喜
契約課長	小寺 紀彰	会計管理室副理事	久野 幸雄
政策経営課長	中尾 健一	選挙管理委員会事務局長	吉永 洋明
総務課長	宮嶋 孝也	監査事務局主幹	溝口 安彦
財政課長	吉田 裕一郎	農業委員会事務局長	中里 忠義
商工物産課長	長嶋 大樹	消防局総務課	塚田 健一
農業畜産課長	松瀬 哲	水道局総務課長	柄本 泰久
都市政策課長	溝口 勝利	教育委員会総務課長	松尾 浩樹
土木政策・管理課長	合満 篤		

佐世保市総合計画 事務局名簿

令和元年9月3日現在

政策経営課長	中尾 健一	政策経営課主幹	池口 慎二
政策経営課係長	宿利 英紀	政策経営課係長	佐保 雄一
政策経営課係長	末永 信介		◆平成30年4月1日付で 政策推進センターへ異動

7 主な分野別計画等の一覧表

《 しごと 》 活力あふれる国際都市

主な計画等名称	計画期間	概要	所管部局課
佐世保競輪経営方針	令和2年度～ 令和6年度	車券売上と競輪事業収益を確保し、競輪事業から一般会計へ安定的かつ持続的に繰り出すため、5年間の経営方針を定めたもの。	観光商工部 競輪事務所
佐世保市農村環境計画	平成24年度～ 令和3年度	農業農村整備事業を行う際に環境との調和に配慮するため、農村の環境に関する総合的な調査を行い、環境保全の基本方針として策定された計画。	農林水産部 農林整備課

《 ひと 》 育み、学び、認め合う『人財』育成都市

主な計画等名称	計画期間	概要	所管部局課
第2期新させぼっ子未来プラン (次世代育成支援佐世保市行動計画) (佐世保市子ども・子育て支援事業計画)	令和2年度～ 令和6年度	子どもと子育てに関する施策を総合的に推進するための計画。	子ども未来部 子ども政策課
佐世保市 教育振興基本計画	令和2年度～ 令和5年度	第7次佐世保市総合計画における教育分野の活動計画であり、教育委員会が所管するもの以外の分野別計画との整合性を保ちながら事業の推進を図ることを目的として策定したものの。 令和元年度に第3期として策定。	教育委員会 教育委員会総務課

《 まち 》 西九州を牽引する創造都市

主な計画等名称	計画期間	概要	所管部局課
佐世保市都市計画マスタープラン	平成23年度～ おおむね10年間	都市計画を効果的、効率的に進めるため、長期的な視点にたち、市全体の将来像とその将来像の実現に向けた土地利用、道路、公園などの都市計画に関する基本的な方針を示すもの。	都市整備部 都市政策課
佐世保市景観計画	平成22年度～	佐世保らしい景観の形成を総合的かつ計画的に推進するための基本的な考え方、基本方針及び景観形成基準等をまとめた計画。	都市整備部 まち整備課
佐世保市営住宅長寿命化計画	平成30年度～ 令和9年度	市営住宅の供給のあり方（維持管理・建替・用途廃止等）を適切にマネジメントするための計画。	都市整備部 住宅課

佐世保市緑の基本計画	平成 14 年度～ 令和 3 年度	緑豊かな都市づくりの長期ビジョンとその実現に向けた施策の取組を体系的に示した計画。	都市整備部 公園緑地課
佐世保市水道ビジョン 2020	令和 2 年度～ 令和 11 年度	本市水道事業の将来像や在り方、今後の方向性を示した、本市水道事業のマスタープランとなる計画。	水道局 水源対策・企画課
佐世保市下水道ビジョン 2020	令和 2 年度～ 令和 11 年度	本市下水道事業の将来像や在り方、今後の方向性を示した、本市下水道事業のマスタープランとなる計画。	水道局 水源対策・企画課
道路施設補修計画	平成 20 年度～ 令和 9 年度	道路施設（橋梁、トンネル等）の計画的な維持管理の方針を定め、道路施設の安全性の確保と機能保全に努めるとともに維持管理予算の平準化を図るための計画。	土木部 道路維持課
河川施設長寿命化計画	令和元年度～ 令和 50 年度	護岸、河川附属物（樋門等）、ポンプ設備等の河川施設の計画的な維持管理の方針を定め、河川施設の安全性の確保と機能保全に努めるとともに維持管理予算の平準化を図るための計画。	土木部 河川課
急傾斜施設長寿命化計画	令和元年度～ 令和 50 年度	急傾斜施設の計画的な維持管理の方針を定め、急傾斜施設の安全性の確保と機能保全に努めるとともに維持管理予算の平準化を図るための計画。	土木部 河川課
佐世保市環境基本計画	平成 30 年度～ 令和 9 年度	本市の環境保全に関する施策を総合的・計画的に推進するために策定した計画。「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、温室効果ガス排出削減に向けた目標や方針を定めた佐世保市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を含んで策定。	環境部 環境政策課
第 2 次佐世保市環境教育 等推進行動計画	令和元年度～ 令和 4 年度	「環境教育等による環境保全の取り組みの促進に関する法律」に基づき、本市の環境教育施策の運営指針並びに具体的な方向性・目標を定めた計画。	環境部 環境政策課
ごみ処理基本計画	平成 30 年度～ 令和 3 年度	「廃棄物処理法」に基づき、ごみ減量化や総合的なごみ処理方針を定めた計画。	環境部 環境政策課
生活排水処理基本計画	令和 2 年度～ 令和 6 年度	「廃棄物処理法」に基づき、生活排水の処理について定めた計画。	環境部 環境政策課
佐世保港湾計画	平成 14 年度～	利便性や安全性さらには快適性に優れた港湾空間の構築を目指し、総合的な港湾の整備を推進するために策定された計画。	港湾部 みなと整備課

《 くらし 》 地域が社会を築く安心都市

主な計画等名称	計画期間	概要	所管部局課
佐世保市地域コミュニティ推進指針	平成 24 年度～	本市における地域コミュニティの方向性や活性化の目標、取組内容の基本的な考え方を示すために設定した指針。	市民生活部 コミュニティ・協働推進課
第 2 期佐世保市地域コミュニティ推進計画	平成 30 年度～ 令和 4 年度	町内会の活性化や地区自治協議会の運営・活動の充実など、地域コミュニティの活性化に向けた各施策を総合的かつ計画的に推進するための地域コミュニティ活性化推進条例に基づき策定した計画。	市民生活部 コミュニティ・協働推進課
佐世保市備蓄計画	平成 28 年度～	大規模災害に備え備蓄体制の強化を図り、更なる市民生活の安定を確保するため、長崎県が策定した基本方針並びに佐世保市地域防災計画に基づき、備蓄品目や備蓄数量等を計画的に整備、購入するために策定した計画。	市民生活部 市民安全安心課
第 10 次佐世保市交通安全計画	平成 28 年度～ 令和 2 年度	「交通安全対策基本法」に基づき、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定した計画。	市民生活部 市民安全安心課
佐世保市人権教育・啓発基本計画（改訂版）	平成 27 年度～	市民一人ひとりが人権の大切さを認識し、日常生活の様々な場面で実践に結び付けるため人権教育及び啓発を推進するために策定した計画。	市民生活部 人権男女共同参画課
第 3 次佐世保市男女共同参画計画	平成 30 年度～ 令和 4 年度	男女が個性や能力を発揮し、自らの意志と行動であらゆる分野に対等に参画する男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的に推進するために策定した計画。	市民生活部 人権男女共同参画課
第 2 次けんこうシップさせば 21	平成 25 年度～ 令和 4 年度	市民の生涯にわたる健康づくりを総合的かつ計画的に推進することを目的に策定。	保健福祉部 健康づくり課
佐世保市歯・口腔の健康づくり推進計画	平成 25 年度～ 令和 4 年度	市民の歯科疾患の予防に取り組み、家庭、地域、学校、職場、医療機関、行政が一体となり健康増進に寄与することを目的に策定。	保健福祉部 健康づくり課
第 3 次佐世保市食育推進計画	平成 28 年度～ 令和 3 年度	さまざまな関係機関や団体と連携し、また食育の担い手の育成や活躍の場の提供を図りながら市民が生き生きと豊かに暮らすための食育を推進することを目的に策定。	保健福祉部 健康づくり課
佐世保市老人福祉計画・第 7 期佐世保市介護保険事業計画	平成 30 年度～ 令和 2 年度	「高齢者支援に関する基本的な考え方」を明確にし、いかに高齢者支援体制の確保及び整備を図っていくのか、それらの実現に向け、	保健福祉部 長寿社会課

		取り組むべき施策について明確にするための計画。	
佐世保市障がい者プラン	平成 30 年度～ 令和 8 年度	本市の障がい者に関する計画的かつ総合的に推進するための指針となる計画。	保健福祉部 障がい福祉課
佐世保市障がい福祉計画・佐世保市障がい児福祉計画	平成 30 年度～ 令和 2 年度	「佐世保市障がい者プラン」をもとに、障がい福祉サービス等の提供に関する体制やサービスを確保するための方策等を示した計画。	保健福祉部 障がい福祉課
佐世保市国民健康保険保健事業実施計画	平成 30 年度～ 令和 5 年度	健康・医療情報を活用し、生活習慣病を起因とする被保険者の疾病の予防・健康増進を図り、効果的かつ効率的に保健事業を実施するための計画。	保健福祉部 医療保険課
佐世保市地域福祉計画・地域福祉活動計画	令和元年度～ 令和 5 年度	地域福祉を推進するための基本理念や推進体制、地域住民等の主体的活動の活性化等を目的とした具体的な取組を示した計画。	保健福祉部 保健福祉政策課
佐世保市地域防災計画	昭和 38 年度～	風水害、地震、原子力災害等の各種災害における災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧に関する事項別の方針等を定めた計画。	防災危機管理局
佐世保市国民保護計画	平成 18 年度～	国民保護法に基づき、万が一、外国からの武力攻撃や大規模テロ等が発生した場合、住民の避難や救援、武力攻撃災害への対処等の国民保護措置を迅速かつ的確に行い、国民の生命、身体及び財産を保護するための計画。	防災危機管理局
佐世保市国土強靱化地域計画	令和 2 年度～	大規模な自然災害等が発生した場合に致命的なダメージを回避し、仮に被害を受けることがあっても、それを可能な限り最小化し、迅速に回復することができる取組の方向性を示した計画。	防災危機管理局

≪ 行政経営 ≫

主な計画等名称	計画期間	概要	所管部局課
過疎地域自立促進計画	平成 28 年度～ 令和 2 年度	過疎地域自立促進特別措置法に基づき、佐世保市内の過疎地域（吉井・世知原・宇久・小佐々・江迎・鹿町）の振興を図るための計画。	企画部 地域政策課
佐世保市地域公共交通網形成計画	平成 27 年度～ 令和 6 年度	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、本市の持続可能な公共交通網の形成に向けた基本的な指針となるもの。	企画部 地域交通課
佐世保市地域公共交通再編実施計画	平成 30 年度～ 令和 3 年度	将来にわたって公共交通サービスを維持していくことを目的としたバスの運行体制一体化やバス路線再編に合わせた利便性向上策など	企画部 地域交通課

		の取組をまとめた計画。	
佐世保市文化振興基本計画	令和2年度～ 令和9年度	佐世保市における文化振興のための基本計画。計画達成のための成果指標がある。	企画部 文化振興課
佐世保市ICT戦略(仮)	令和2年度～ 令和5年度	本市における情報化の基本方針や取組の方向性を示すもの。	総務部 情報政策課
佐世保市公共施設適正配置・保全基本計画	平成29年度～ 令和18年度	次世代へ過大な負担を残さないことで、市民が継続して必要とされる行政サービスを楽しむことができるようにするという考えのもと、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化等を総合的かつ計画的に行い、財政負担の軽減・平準を図り、時代に即した行政サービスを実現するため、今後の公共施設等のあり方についての方針を示すもの。	財務部 資産経営課
第6次佐世保市行財政改革推進計画(後期プラン)	平成29年度～ 令和3年度	社会情勢が変化する中で、持続可能な行政運営を行う必要があることから、施策・事務事業の選択と限られた行政資源を集中等を行い、より質の高い行政サービスをより低いコストで提供するとともに、健全な財政運営を図るための取組を示した計画。	行財政改革推進局
佐世保市基地政策方針	令和4年度～ 令和9年度	本市における基地政策の基本方針や取組の方向性を示すもの。	基地政策局

8 社会指標・KPI の解説

社会指標・KPI	解説
指標名 ■ = 社会指標 ■ = KPI	①指標の意味（どのような社会状態を確認できるか） ②目標値とした理由 ③指標算出の数式 ④比較可能な参考値（H30）
■人口	①本市の社会規模を量的（人口）に把握することで、都市の持続可能性を確認できる ②縮小社会を和らげるため、2030年時点で23万人を目指す ③本市の推計人口 ④375,293人（H28中核市の平均値）
■市内総生産	①本市の社会規模を質的（付加価値総額）に把握することで、都市の持続可能性を確認できる ②人口が減少したとしても、一人あたりの生産性を高め総額の維持を目指す ③第1次+第2次+第3次産業+輸入品に課される税等 ④1,535,394百万円（H28中核市の平均値）※統計データを公表している都市を対象に算出
■市内総生産 （第2次、第3次産業）	①第2次、第3次産業全体の活力を確認できる ②H28時点の第2,3次産業の総生産の維持を目指す ③長崎県の市町民経済計算における本市の第2,3次産業総生産 ④1,520,886百万円（H28中核市の平均値）※統計データを公表している都市を対象に算出
■観光消費額	①本市域外からの需要の取り込み効果を確認できる ②現状の消費額から+20%を目指す ③1人当たりの消費額×観光客数 ④84,459百万円（中核市の平均値）
■利益を上げた企業の割合	①地域経済が円滑に循環していることが確認できる ②本計画最終年度に50%の達成を目指す ③法人市民税法人税割納税企業数/法人市民税納税企業数×100% ④比較可能な参考指標なし
■ふるさと納税制度による寄附額	①本市特産品（返礼品）の認知度及び販売額の向上を確認できる ②過去最高額であったH28実績を目指す ③ふるさと納税制度による当該年度の寄附金の合計額 ④2.86億円（全国1,788実施団体の平均値）
■競輪事業の事業収益額	①競輪事業の成果を確認できる ②R5は施設の大規模改築による休場のため、車券売上額の減に伴う収益減となるが、大規模改築後の収益は回復を見込んでいる ③車券売上見込み額-開催に必要な経費+競輪開催以外の収益額 ④412,000千円（全国43競輪場の平均値）
■市内総生産 （第1次産業）	①第1次産業全体の活力を確認できる ②H28時点の第1次産業総生産の維持を目指す

序論

基本構想

基本計画

附属資料

社会指標・KPI	解説
	③長崎県の市町民経済計算における本市の第1次産業総生産 ④9,138百万円（H28中核市の平均値）
■新規就農者数	①農業の持続可能性を確認できる ②過去5年間の平均人数を毎年確保することを目指す ③新たに就農（雇用就農は除く）した人数（当該年度） ④比較可能な参考指標なし
■認定農業者1人あたりの生産額	①農業の生産性が向上していることが確認できる ②農業就業人口の減少率（2010→2015）8.1%と同等の増加を目指す ③認定農業者の生産額（作目毎の（生産面積等×基準単収）の合計）／認定農業者数 ④比較可能な参考指標なし
■農山村の持つ地域資源の維持・継承面積	①当該地の面積により、地域資源が適切に維持・継承されていることを確認できる ②減少を抑制し、現状面積の維持を目指す ③多面的機能支払交付金事業における活動組織の取組面積 ④比較可能な参考指標なし
■新規就業者数	①水産業の持続可能性を確認できる ②過去5年間の平均人数を毎年確保することを目指す ③新たに漁業に就業（雇用者を含む）した人数（当該年度） ④比較可能な参考指標なし
■漁業者1人あたりの漁獲高	①水産業の生産性が向上していることが確認できる ②漁協組合員の減少率（2014→2018）9.4%と同等の増加を目指す ③本市内の漁獲高／漁業者数（漁協組合員（法人経営体を含む）） ④比較可能な参考指標なし
■就職率	①求職者に対する就職件数の割合で、多様な雇用環境が創出されていることを確認できる ②過去最高値であるH30のレベルの維持を目指す ③就職件数／佐世保公共職業安定所管内における求職者 ④33.4%（全国平均）
■立地企業の新規雇用計画人数	①本市への投資が促進していることが確認できる ②佐世保相浦工業団地やオフィス系企業の誘致に加え、市内企業の増移設等を上乗せし、R5に3,600人を目指す ③H18以降に立地した企業の新規雇用計画人数の累計 ④比較可能な参考指標なし
■合計特殊出生率	①人口の自然増の要因である出生率を把握することで、子どもを安心して産み育てられる社会であることを確認できる ②人口減少を和らげるため、現状値以上を目指す ③15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した値 ④1.38（H20～H24全国平均）
■子ども女性比	①人口の自然増の背景としての潜在力を把握することで、子どもを安心して産み育てられる社会であることを確認できる

社会指標・KPI	解説
	②人口減少を和らげるため、現状値以上を目指す ③0歳から4歳までの人口(男女計)/15歳から49歳までの女性人口 ④0.19033 (H29 全国平均)
■乳幼児健康診査受診率	①母子の実態把握し、支援に繋げる乳幼児健康診査の受診状況から、子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減の状況を確認できる ②全国平均の過去3年間の平均値を目指す ③乳幼児健康診査受診者数/乳幼児健康診査対象者数 ④95.6% (H29 全国平均)
■乳幼児福祉医療費受給資格の認定率	①乳幼児福祉医療費の認定申請がされることで、子どもが適正に医療を受けられる環境にあること及び受給を通じて子育て家庭に対する経済的支援が広く行き届いていることを確認できる ②対象世帯の全ての認定を目指す ③乳幼児福祉医療費受給資格認定者数/乳幼児の人口 (生活保護世帯の乳幼児を除く。) ④比較可能な参考指標なし
■地域子ども・子育て支援事業の平均利用回数	①子どもと保護者が身近な施設でどれだけ子育ての支援を受けているのか確認できる ②施設でのサービス等を概ね週1回利用することを目指す ③地域子育て支援センターなどの地域子ども・子育て支援事業の利用者数/就学前在宅児童数 ④比較可能な参考指標なし
■保育所待機児童数(10月1日現在)	①保育を必要とする子どもが、どれだけ保育所等に入所できないか確認できる ②保育所等の待機児童が年間を通じて発生しないことを目指す ③各年10月1日時点の待機児童の数 ④27.4人 (全国平均)
■幼児教育・保育の量の確保率(10月1日現在)	①幼稚園、保育所等の入所定員がどれだけ需要の見込みに対し満たされているか確認できる ②幼稚園、保育所等の利用需要に対して過不足なく提供体制が整っていることを目指す ③幼児教育・保育施設の入所者数/幼児教育・保育の利用者の見込み数 ④比較可能な参考指標なし
■市民1人あたりの生涯学習に関わった回数	①生涯を通じ、あらゆる場所で学び続けている人が増えていることが確認できる ②より多くの人が学び続ける社会を目指す ③生涯学習事業への参加、生涯学習拠点及び拠点スポーツ施設の利用者数/本市人口 ④比較可能な参考指標なし
■全国学力調査結果	①児童・生徒の学力の定着状況が確認できる ②全国平均を目指す ③全国学力調査の本市の平均正答率/全国の平均正答率×100 ④58% (本市平均)、61% (全国平均)
■全国体力・運動能力調査結果	①児童・生徒の体力・運動能力の状況が確認できる ②全国平均を目指す

社会指標・KPI	解説
	<p>③全国体力・運動能力調査の本市の平均得点／全国平均得点×100</p> <p>④49点（本市平均）、50点（全国平均）</p>
<p>■全国学習状況調査児童生徒質問紙結果</p>	<p>①「人の役に立つ人間になりたいと思いますか」という問いに対する肯定値を測ることで、「認め合い、共感できる人」が増えていることを確認できる</p> <p>②全国平均+2%を目指す</p> <p>「人の役に立つ人間になりたいと思いますか。」という問いに対する肯定値。全国学習状況調査児童生徒質問紙調査当該項目の本市の平均／全国の平均×100</p> <p>④95.5%（本市平均）、95.1%（全国平均）</p>
<p>■放課後子ども教室等に携わった大人の人数</p>	<p>①学校・地域・家庭が一体となって、子どもの育成に関わっていることが確認できる</p> <p>②減少を抑制し、現状の参加者数の維持を目指す</p> <p>③市内の放課後子ども教室に携わった大人の総人数及び家庭教育推進事業に参加した大人の人数</p> <p>④比較可能な参考指標なし</p>
<p>■健全育成事業への参加者数</p>	<p>①参加者数の増加により、青少年の健全育成環境が向上していることを確認できる</p> <p>②減少を抑制し、現状の参加者数の維持を目指す</p> <p>③青少年健全育成会への補助金を活用した事業に参加した人数＋徳育推進標語コンクール応募数＋徳育推進フォーラムへの参加者数＋補導に従事した補導委員の延べ人数</p> <p>④比較可能な参考指標なし</p>
<p>■生涯学習事業への参加者数</p>	<p>①多くの市民が生きがいをもって、地域のつながりや豊かな郷土を維持・発展させていることが確認できる</p> <p>②参加者数向上を目指す</p> <p>③「生涯学習推進事業」＋「生涯学習支援事業」＋「英語シャワー事業」＋「文化財の調査・保護・活用事業」＋「世界遺産保存整備事業」＋「福井洞窟整備・発掘事業」＋「針尾送信所保存整備事業」＋「文化財展示施設等管理運営事業」に係る参加者等</p> <p>④比較可能な参考指標なし</p>
<p>■生涯学習拠点施設の利用者数</p>	<p>①生涯学習が行われる環境の充実度が確認できる</p> <p>②利用者数向上を目指す</p> <p>③市立図書館利用者数＋公立公民館利用者数＋総合教育センター利用者数＋少年科学館利用者数</p> <p>④比較可能な参考指標なし</p>
<p>■拠点スポーツ施設の利用者数</p>	<p>①スポーツができる環境の充実度が確認できる</p> <p>②過去5年間の平均値を目指す</p> <p>③拠点スポーツ施設（「体育文化館」＋「総合グラウンド（庭球場・陸上競技場・野球場）」＋「温水プール」＋「東部スポーツ広場」＋「小佐々中央運動広場」）の利用者数</p> <p>④比較可能な参考指標なし</p>
<p>■都市部（都市核、地域核、生活核等）における人口密度</p>	<p>①人口が減少しても、20万人規模の都市機能が維持されることが確認できる</p> <p>②現状レベルの維持を目指す</p> <p>③都市部人口（人）／都市部面積（ha）</p>

社会指標・KPI	解説
	④人口密度 40 人/ha (都市計画法による市街地の要件)
■市街化区域内の人口密度	①市街化区域において、一定の居住人口が確認できる ②市街化区域居住率の維持を目指す ③市街化区域人口 (人) / 市街化区域面積 (ha) ④人口密度 40 人/ha (都市計画法による市街地の要件)
■都市部における地価の変動率 (対前年度比)	①主要地点の地価の変動で、魅力あるまちづくりの形成状況が確認できる ②主要地点の地価の下落を抑制することを目指す ③主要地点の地価変動率/主要地点数 ④▲0.5% (全国平均)、▲1.2% (長崎県平均)
■戦略的な整備・管理による市営住宅の集約率	①公営住宅が適正に整備・配置されていることが確認できる ②市営住宅の集約により都市部 (都市核、地域核、生活核等) の人口密度の向上を目指す ③5,219 戸 (2040 年の目標管理戸数) / 年度末の管理戸数 ④比較可能な参考指標なし
■公園の利用者数	①利用価値の高い公園が整備されていることが確認できる ②人口減による利用者の減少を利用率向上で補い、現状値の維持を目指す ③指定管理者制度を導入している公園における年間利用者数の合計 ④比較可能な参考指標なし
■水の安定供給日数	①水が常に安定的に供給されていることが確認できる ②1 年を通じて水を安定供給することを目指す ③年間日数 (365 日又は 366 日) - 影響世帯数 100 戸以上の断減水の年間発生日数 ④364 日 (H29 全国平均、H29 長崎県平均)
■公共下水道により生活排水を処理している人口の割合	①公共下水道の普及を通して、生活環境の改善を確認することができる ②公共下水道への接続の向上を図ることで、生活環境の改善を目指す ③公共下水道により生活排水を処理している人口/本市人口 ④74.3% (H29 全国平均)、57.2% (H29 長崎県平均)
■基幹管路の事故発生割合	①基幹管路の適切な更新により、水の安定供給ができる状況が確認できる ②過去 3 年間の平均値以下を目指す ③基幹管路の年間事故発生件数 / (基幹管路総延長/100 km) ④4.5 件/100km (H29 全国平均)、8.4 件/100km (H29 長崎県平均) ※基幹管路の定義については事業者によって異なる ※佐世保市の基幹管路は導水管・送水管・配水本管 (口径 400 mm 以上)
■公共下水道が整備された区域に住む人口の割合	①公共下水道に接続できる状態であることを確認できる ②R19 年度までに公共下水道の整備を完了するため、R5 までに 65.7% の整備を目指す ③公共下水道が整備された区域内の人口/本市人口 ④78.8% (H29 全国平均)、62.3% (H29 長崎県平均)
■道路による都市間速達性の確保率	①市内のみならず連携都市圏内の都市間交通の円滑化の状況を確認できる ②現状以上を目指す

社会指標・KPI	解説
	<p>③連携都市圏を構成する 8 都市間リンクのうち、基準の最短所要時間を満足している都市数の率。通勤通学圏域についての基準最短所要時間は 30 分、それ以外については 50 分</p> <p>④比較可能な参考指標なし</p>
<p>■ 土木施設の老朽化に伴う事故死亡者数</p>	<p>①膨大な土木施設が安全に管理されていることが確認できる</p> <p>②施設の老朽化に伴う事故死亡者を発生させないことを目指す</p> <p>③土木施設の老朽化が原因の事故による死亡者数（実測数）</p> <p>④比較可能な参考指標なし</p>
<p>■ 水害・土砂災害による死亡者数</p>	<p>①適切な治水・砂防対策を行っていることが確認できる</p> <p>②水害や土砂災害による死亡者を発生させないことを目指す</p> <p>③水害及び土砂災害を原因とした死亡者数（実測数）</p> <p>④比較可能な参考指標なし</p>
<p>■ 道路整備プログラムにより課題が解決された箇所数</p>	<p>①適切な道路改良により、本市が管理する道路の課題が解消されていることを確認できる</p> <p>②広域的な移動や市民の日常生活を支える道路ネットワークを充実させることを目指す</p> <p>③R1 から運用を開始した道路整備プログラムにより課題が解決した箇所数（実測数）</p> <p>④比較可能な参考指標なし</p>
<p>■ 健全性診断区分Ⅳ（最も悪い「緊急措置段階」）の道路施設数</p>	<p>①適切な道路補修により、道路が正常に機能していることが確認できる</p> <p>②最も悪い診断区分を速やかに解消し、その状態を維持することを目指す</p> <p>③道路施設の定期点検に基づく診断結果が健全性区分Ⅳ（緊急措置段階）の施設数（実測数）</p> <p>④比較可能な参考指標なし</p>
<p>■ 急傾斜地崩壊対策事業により保全される人家戸数</p>	<p>①急傾斜地におけるリスクが、確実に解消されていることが確認できる</p> <p>②災害危険箇所における市民の生命を守る安全な環境を確保することを目指す</p> <p>③現状値（整備完了箇所における保全人家戸数）＋平成 30 年度～令和 5 年度までに完了する予定箇所の保全人家戸数</p> <p>④比較可能な参考指標なし</p>
<p>■ 温室効果ガス削減率（平成 25 年度比）</p>	<p>①地球規模での環境負荷低減状況が確認できる</p> <p>②少しでも CO₂ の削減率を増やすことを目指す</p> <p>③H25 と比較した排出ガスの削減量／H25 排出量</p> <p>④6.1%（H25 全国平均）、10.5%（H25 長崎県平均）</p>
<p>■ 一世帯当たり年間電力消費量</p>	<p>①家庭における電力消費量により、環境負荷の低減状況を確認できる</p> <p>②パリ協定による日本の温室効果ガス削減目標と同程度の削減を目指す</p> <p>③家庭での年間総電力消費量／世帯数</p> <p>④4,701kwh（全国平均）</p>
<p>■ 環境基準達成率 大気（NO₂、SO₂） 水質（BOD、COD）</p>	<p>①市域における大気及び水質の環境が市民生活のうえで望ましい状態が確認できる</p> <p>②国が示す環境基準の達成を目指す</p> <p>③環境基準達成地点数／測定地点数</p> <p>④NO₂：一般環境大気測定局 100%、自動車排出ガス測定局 99.7%、SO₂：一般環境大気測定局 99.8%、自動車排出ガス測定局 100%、BOD：94.0%、COD：78.6%（H29 全国達成状況）</p>

社会指標・KPI	解説
<p>■ごみの一人1日あたりの排出量</p>	<p>①ごみ処理に起因する二酸化炭素の排出抑制が確認できる。</p> <p>②ごみ排出量の削減を目指す</p> <p>③ごみ排出量（過去3年間）／年間日数（365日又は366日）／人口</p> <p>④920g（全国平均）、952g（長崎県平均）</p>
<p>■佐世保港を利用する船舶の総トン数</p>	<p>①人や物の交流が拡大していることが確認できる</p> <p>②現状値以上を目指す</p> <p>③佐世保港を利用するクルーズ客船や旅客船、貨物船等（米海軍の艦船等を除く。）の船舶のトン数を利用毎に合算</p> <p>④比較可能な参考指標なし</p>
<p>■クルーズ客船による乗降人員数</p>	<p>①船を利用した交流人口の拡大を確認できる</p> <p>②クルーズ客船集客100万人を目指す</p> <p>③佐世保港に寄港する全てのクルーズ客船の乗船客の上陸人員数＋乗込人員数</p> <p>④本市：204,150人：全国11位（H29外航船舶の乗降人数）</p>
<p>■安全・安心な暮らしの状況を確認できる件数</p>	<p>①市民生活における地域の安全・安心の状態を確認できる</p> <p>②現状値の減少を目指す</p> <p>③（交通事故発生件数＋刑法犯罪認知件数）／本市の人口×1,000</p> <p>④9.8件（全国平均）、6.1件（長崎県平均）</p>
<p>■町内会加入率</p>	<p>①地域の絆の高まりを量的（町内会加入率）に捉え、その度合いを確認するもの</p> <p>②減少を抑制し、現状値の維持を目指す</p> <p>③町内会等から報告があった加入世帯数／国勢調査を基にした推計世帯数</p> <p>④68.5%（中核市平均）、81.0%（長崎県平均）</p>
<p>■地区自治協議会の活動への参加者数</p>	<p>①地域の絆の高まりを質的（地区自治協議会の活動への参加者数）に捉え、その度合いを確認するもの</p> <p>②年+1%の増加を目指す</p> <p>③地区自治協議会が取り組む活動（行事や会議等）への参加者数</p> <p>④比較可能な参考指標なし</p>
<p>■刑法犯罪認知件数</p>	<p>①日常の生活を脅かす要素（犯罪）が減少していることが確認できる</p> <p>②過去10年間の減少率の年平均値を目指す</p> <p>③長崎県警察本部の統計における本市で発生した刑法犯罪認知件数</p> <p>④3.2件（本市）、6.4件（全国平均）、2.7件（長崎県平均）≪人口千人あたりの件数≫</p>
<p>■交通事故発生件数</p>	<p>①日常の生活を脅かす要素（交通事故）が減少していることが確認できる</p> <p>②過去10年間の減少率の年平均値を目指す</p> <p>③長崎県警察本部の統計における本市で発生した交通事故（人身事故）件数</p> <p>④3.5件（本市）、3.4件（全国平均）、3.4件（長崎県平均）≪人口千人あたりの件数≫</p>
<p>■消費生活相談・市民相談応答率</p>	<p>①市民の相談に的確に対応していることが確認できる</p> <p>②100%を目指す</p> <p>③消費生活相談及び市民相談の応答件数／消費生活相談及び市民相談受付件数</p> <p>※応答（相談者へ適切な助言や情報提供及び他機関の紹介を行ったり、事業者との仲介を行</p>

社会指標・KPI	解説
	<p>い解決したもの)</p> <p>④比較可能な参考指標なし</p>
<p>■人権相談件数</p>	<p>①（相談しやすい体制が前提）社会における人権問題の減少が確認できる</p> <p>②全国の過去5年間の減少率を目指す</p> <p>③長崎地方法務局佐世保支局における人権に関する相談の受理件数（過去5年間の平均）</p> <p>④比較可能な参考指標なし</p>
<p>■平均寿命に対する健康自立度</p>	<p>①誰もが、いくつになっても健康に暮らしていることが確認できる</p> <p>②現状以上を目指す</p> <p>③本市の男女それぞれの平均自立期間／平均寿命×100の率を、男女別人口を用いて加重平均（男女別の率にそれぞれの人口をかけたものを足し合わせ、総人口で割る）したもの</p> <p>④97.37%（H27本市）、97.15%（H27全国平均）</p>
<p>■平均自立期間</p>	<p>①人生における健康な期間（平均）を確認できる</p> <p>②過去6年間の平均伸び率の10%増を目指す</p> <p>③厚生労働科学研究班による「健康寿命の算定プログラム」を用いて、人口、死亡数、介護保険の要介護認定者数等を使用して算定</p> <p>④P124を参照</p>
<p>■救急患者の受入病院決定率</p>	<p>①適切かつ効率的な救急医療体制が整っていることを確認できる</p> <p>②佐世保市二次輪番病院長会議により、救急病院への交渉手順を【Ⅰかかりつけ医、Ⅱ近隣の救急告示病院、Ⅲ二次輪番当番病院、Ⅳ総合医療センター】と定めた方針に基づいて4回までに受入病院を決定することを目標とするもの</p> <p>③4回以内の問い合わせで受入病院が決定した搬送件数／全搬送件数×100</p> <p>④比較可能な参考指標なし</p>
<p>■人口10万対あたりの在宅療養支援医療機関数（病・診）</p>	<p>①住み慣れた場所で生活ができる医療環境が整備されていることを確認できる</p> <p>②長崎県平均値を目指す</p> <p>③（市内在宅療養支援医療機関数×100,000）／本市人口</p> <p>④23.6施設（長崎県平均）</p>
<p>■医療施設等の立ち入り検査における検査項目の適合率</p>	<p>①民間事業者が関係法令等を遵守している状況を確認できる</p> <p>②100%を目指す</p> <p>③立ち入り検査適合項目数／全検査項目数×100</p> <p>④比較可能な参考指標なし</p>
<p>■要介護者以外の割合</p>	<p>①いつまでも住み慣れた地域で、自立した生活が可能な社会であることが確認できる</p> <p>②減少を抑制し、現状維持を目指す</p> <p>③（65歳以上の高齢者数－要支援認定者を含まない要介護認定者数）／65歳以上の高齢者数×100</p> <p>④86.5%（全国平均）、85.2%（長崎県平均）</p>
<p>■入所施設などから地域生活に移行した障がい者の数</p>	<p>①障がい者の地域での社会参加が促されていることが確認できる</p> <p>②国の目標（4年間で入所見込み者数の9%以上の移行）を目指す</p> <p>③障がい者入所施設や精神科病院からグループホームなどの地域生活に移行した障がい者</p>

社会指標・KPI	解説
	<p>の数</p> <p>④入所施設から地域への移行した障がい者の割合：1.87% (H29 本市平均)、1.45% (H29 全国平均)</p>
<p>■重篤な食中毒発生病数</p>	<p>①食に起因する健康被害の発生が抑制されていることが確認できる</p> <p>②被害が発生しないことを目指す</p> <p>③死亡食中毒又は50人以上の大規模食中毒の発生病数</p> <p>④62件(全国)、2件(長崎県)</p>
<p>■生活衛生許可施設等における健康被害発生病数</p>	<p>①生活衛生許可施設等の衛生環境の保持や狂犬病予防により、健康被害の起こらない公衆衛生状態であることが確認できる</p> <p>②被害が発生しないことを目指す</p> <p>③生活衛生許可施設等で特定された健康被害や狂犬病の発生病数</p> <p>④1件(全国)、0件(長崎県)</p> <p>※水質汚染事故や狂犬病など厚生労働省へ報告義務のある事例のみ計上</p>
<p>■特定健診受診者の血圧Ⅱ度以上の割合</p>	<p>①血圧Ⅱ度以上(収縮期血圧160以上又は拡張期血圧100以上)の者の割合により、国民健康保険被保険者の生活習慣病重症化の抑制状態を確認できる</p> <p>②毎年度▲0.1%を目指す</p> <p>③血圧Ⅱ度以上の者/特定健康診査受診者×100</p> <p>④6.3% (H29 長崎縣市町国民健康保険平均)</p>
<p>■国民健康保険税収納率(現年度分)</p>	<p>①国民健康保険制度の持続可能性が確認できる</p> <p>②県が定めた標準的な収納率(90%)の+2%を目指す</p> <p>③現年度分収納額/現年度分調定額×100</p> <p>④92.45% (H29 全国平均)、93.70% (H29 長崎県平均)、91.76% (H29 中核市平均)</p>
<p>■就職・稼働収入増による自立世帯数</p>	<p>①社会のセーフティネットが機能し、自立につながる事が確認できる</p> <p>②減少傾向にあるため、過去3年間の最大実績であるH28実績を目指す</p> <p>③生活保護者が就職や収入の増加により生活保護から自立した世帯数</p> <p>④24世帯(H29 全国平均)、90世帯(H29 中核市平均)</p>
<p>■指導監査における指摘事項について事業者が改善した割合</p>	<p>①民間事業者が関係法令等を遵守している状況が確認できる</p> <p>②100%を目指す</p> <p>③改善事項数/指摘事項数×100</p> <p>④比較可能な参考指標なし</p>
<p>■建物火災1件あたりの焼損床面積</p>	<p>①火災による建物被害の抑制を確認できる</p> <p>②現状値の減少を目指す</p> <p>③建物火災により焼損した床面積の合計/建物火災件数 (過去5年間の平均)</p> <p>④48.8㎡(過去5年間の全国平均)</p>
<p>■心肺停止患者の1ヵ月後の生存率</p>	<p>①地域間・国際間での蘇生率等の比較が確認できる</p> <p>②現状値以上を目指す</p> <p>③1ヵ月後の生存者数/心臓疾患で倒れた後に心臓マッサージ等が行われた人の総数(過去5年間の平均)</p>

社会指標・KPI	解説
<p>■ 消防隊の出動から放水開始までの時間</p>	<p>④16.1%（過去5年間の全国平均）</p> <p>①火災への迅速な対応状況が確認できる</p> <p>②資機材の軽量化や消防技術向上等により、0.4分の短縮を目指す</p> <p>③建物火災で消防隊が放水を開始するまでの所要時間の合計／建物火災件数</p> <p>④6.5分（国の整備指針）</p>
<p>■ 人口千人あたりの消防団員数</p>	<p>①地域防災体制の充実度が確認できる</p> <p>②人口千人あたりの消防団員数を7.0人としたうえで、消防団員数の現状維持を目指す</p> <p>③消防団員数／人口×1,000</p> <p>④6.8人（H29全国平均）、5.0人（H29：人口10万～30万都市平均）</p>
<p>■ 救急隊の出動から病院到着までの時間</p>	<p>①病院との連携により症状に応じた救急搬送が来ていることが確認できる</p> <p>②当該指標は出動件数との関連性が高いため、過去の出動実績に隊員増員分を加味し、0.9分の短縮を目指す</p> <p>③救急隊が患者を病院に搬送するまでの所要時間の合計／救急件数</p> <p>④39.3分（H29全国平均）</p>
<p>■ 救急隊が行う救命処置の適正化率</p>	<p>①救急隊員が適切な救命処置を実施していることが確認できる</p> <p>②常に適切な処置をすることを目指す</p> <p>③医師が適正と評価した救急件数／検証の対象となった救急件数（心肺停止患者等）</p> <p>④比較可能な参考指標なし</p>
<p>■ 人口1万人あたりの火災件数</p>	<p>①火災発生状況が確認できる</p> <p>②全国平均を目指す</p> <p>③火災件数／人口×10,000（過去5年間の平均）</p> <p>④3件（全国平均）</p>
<p>■ 災害死者数</p>	<p>①大規模災害時においても、最悪の事態が発生しない防災体制であることが確認できる</p> <p>②発生しないことを目指す</p> <p>③地震や台風、大雨等の災害を原因とした死亡者数</p> <p>④比較可能な参考指標なし</p>
<p>■ 地域型防災訓練実施率</p>	<p>①市民による防災意識の向上が確認できる</p> <p>②全地区自治協議会において実施されることを目指す</p> <p>③地域型防災訓練の実施割合＝訓練を実施した延べ地区自治協議会数／27地区自治協議会数</p> <p>④比較可能な参考指標なし</p>
<p>■ 全施策の成果の達成度</p>	<p>①第7次総合計画において想定した全施策の目標が達成していることが確認できる</p> <p>②計画年度終了時に、目標未達のKPIを発生させないことを目指す</p> <p>③各KPIの達成率の平均値 ※各KPIの現状値から目標値までの達成度を達成率として算出</p> <p>④比較可能な参考指標なし</p>
<p>■ 行政を介した移住者数</p>	<p>①市外から定住者を取り込めていることが確認できる</p> <p>②H28からの事業実施により移住者数は増加傾向にあるが、平準化した後も一定数の移住</p>

社会指標・KPI	解説
	者を維持していくことにより、定住人口減少の緩和を目指す ③西九州させば移住サポートプラザでの移住相談や支援を経て本市移住に至った人数 ④74人（長崎県平均）、95人（H29 中核市平均）
■市内公共交通に関する計画路線の達成率	①市内の公共交通網が円滑に移動可能な状態にあることが確認できる ②現在、運行(航)している公共交通の路線数の維持と、市内における交通不便地区の解消を目指す ③運行(航)中のバス、鉄道、航路、乗合タクシー等路線数/計画路線数（交通不便地区対策予定路線を含む） ④比較可能な参考指標なし
■主要文化施設の利用者数	①市民の文化意識の高まりを確認できる ②減少を抑制し、現状値維持を目指す ③主要文化施設（アルカス S A S E B O、市民文化ホール、島瀬美術センター）の利用者数 ④比較可能な参考指標なし
■多文化交流ネットワークへの参加者数	①市民の多文化交流意識の高まりを確認できる ②国の在住外国人増加率以上の参加率向上を目指す ③国際交流団体会員数+ウェルカムサポーター登録者数+在留外国人をサポートする市民ボランティア数 ④比較可能な参考指標なし
■市職員の対応への市民満足度	①市民と行政のコミュニケーションが円滑であることが確認できる ②全市民の8割の満足度を目指す ③「とても満足している」「ある程度満足している」を選択した市民アンケート回答者数/全回答者数 ④比較可能な参考指標なし
■広報紙に対する満足度	①本市の広報紙のあり方に関する市民の意向が確認できる ②過去5年間の平均以上を目指す ③広報させば紙面で行うアンケートで「大変良い」「良い」と答えた件数（12か月分）/回答総数（12か月分） ④比較可能な参考指標なし
■AI等先進的なICTにより効率化した時間	①本市の行政事務の効率化が確認できる ②AI導入で1,200時間+RPA導入で1,800時間の効率化を目指す ③AIやRPAなど先進的なICT技術を使い、行政事務が効率化された時間 ④1,800時間（中核市：枚方市実績）
■財源調整2基金の実質的な残高の標準財政規模に対する割合	①本市の財政余力が確認できる ②目安とされる10%程度を目指す ③財源調整2基金（特殊要素除く）の残高/標準財政規模 ④H29 総務省調査：5%~10%の自治体（39.1%）、10%~20%以下の自治体（37.8%）
■市税徴収率	①市税が適正かつ公平に確保されていることが確認できる ②新たな納付方法を導入することなどで、現状値以上を目指す

社会指標・KPI	解説
	③実際に納税された額／納税されるべき額 ④97.2%（中核市平均）
■「公共施設適正配置・保全基本計画」対象施設延床面積削減率（累積）	①人口規模と財政規模を勘案した、適正な施設保有状況が確認できる ②毎年0.75%の削減を目指す ③当該基本計画期間であるH29からR18まで（20年間）の削減目標を▲15%としていることから、目標値の設定は、現状値に20年間の削減目標を単純に単年度ベースに分割した数値（ $15\% \div 20 \text{年} = 0.75\%$ ）を各年度に上乘せした数値。なお、現状値は、H27との対比 ④保有面積：4.6㎡/人（本市）、3.8㎡/人（類似都市）
■行財政改革プランの達成率	①行財政改革推進計画に計画した目標が達成していることが確認できる ②100%を目指す ③評価A以上の取組項目数／すべての取組項目数 ④比較可能な参考指標なし
■前畑弾薬庫移転・返還の進捗率	①本市が国へ要望している米軍提供施設である前畑弾薬庫の返還までの進捗状況が確認できる ②早期返還に向け進捗率の上昇を目指す ③事業進捗率 ④比較可能な参考指標なし
■佐世保地区における防衛省関係支出高（過去5年間平均）	①佐世保地区における防衛省関係の支出高を把握することで、基地（自衛隊・米軍）所在による経済効果が確認できる ②防衛省予算の伸び率と同程度を目指す ③佐世保地区における海上自衛隊、陸上自衛隊及び九州防衛局の支出高合計の過去5年間平均 ④比較可能な参考指標なし

9 連携する政策・施策

クルーズ誘客



クルーズ客船の経済効果の拡大施策

◆観光消費による地域経済の活性化は…

観光商工政策

施策1 観光の振興

- 地域資源の活用による観光消費の拡大
- 国内外から選ばれる観光地づくり
- オール佐世保の受入体制

◆観光客の移動時間を短縮し、安全に通行させるには…

土木政策

施策1 暮らしと成長を支える道路ネットワークの充実

- 広域道路ネットワークの強化
- 地域と連携した生活道路ネットワークの強化

◆クルーズ客船の寄港拡大は…

港湾政策

施策1 人流と物流を支えるみなとづくり

- 港湾施設の利用促進によるみなとの振興

コンパクト
+ネットワーク



コンパクト・プラス・ネットワークに向けた施策

◆コンパクトなまちづくりへの対応は…

都市政策

施策1 居住誘導の推進

- 持続可能なまちを目指した居住誘導の推進

施策2 地域の特性に応じたまちづくりの推進

- 都市機能の向上

◆拠点間をつなぐネットワークは…

土木政策

施策1 暮らしと成長を支える道路ネットワークの充実

- 広域道路ネットワークの強化
- 地域と連携した生活道路ネットワークの強化

行政経営

経営1 的確な分析による戦略的な行政経営の推進

- 乗合バスの維持
- 交通不便地区対策の推進
- 離島航路の維持及び利便性向上
- 鉄道の維持及び利便性向上



適切な生活排水の処理に向けた施策

◆ 下水道整備区域における適切な生活排水の処理は…

水道政策

施策 2 公共下水道の普及推進と安定処理

- 公共下水道の普及推進
- 下水の安定処理

◆ 上記以外の区域における適切な生活排水の処理は…

環境政策

施策 1 環境保全活動の推進

- 環境負荷の低減



地域包括ケアシステムの推進に向けた施策

◆ 地域に暮らす高齢者への介護は…

保健福祉政策

施策 3 高齢者になっても健康で自立した生活ができる環境づくり

- 介護予防等の促進
- 地域における生活支援サービスの充実

◆ 地域に暮らす障がい者への支援は…

保健福祉政策

施策 4 障がい者の自立と社会参加の環境づくり

- 障がい者の視点に立った総合的な支援
- 社会的障壁の除去

◆ 地域に暮らす高齢者・障がい者への医療は…

保健福祉政策

施策 2 質の高い地域医療体制の充実

- 良質で適切な医療・介護の提供

◆ 地域に暮らす高齢者・障がい者・子どもや子育て世帯への身近な支援は…

市民生活政策

施策 1 地域コミュニティの活性化の推進

- 町内会の活性化
- 地区自治協議会の運営・活動の充実

子ども未来政策

施策 1 母子保健の推進と安心な育児環境の充実

- 妊娠・出産等に関する知識の普及
- 母子への切れ目ない支援と育児不安の軽減

施策 2 地域での子どもと子育ての支援

- 地域における子育て支援の充実
- 地域における子どもの健全育成

環境政策

施策 2 ごみの減量化と適正処理の促進

- 効率的で安定した一般廃棄物の収集・運搬

救急と
医療体制



救急と医療体制の充実に向けた施策

◆緊急時の救助・搬送は…

消防政策

施策2 救急・救助の高度化

- 生存率の向上
- 救助技術の高度化
- 救急車の適正利用と予防救急

◆救助・搬送後の医療体制は…

保健福祉政策

施策2 質の高い地域医療体制の充実

- 適切な救急医療体制の維持
- 地域医療を守るための取組

防災・減災



防災・減災に向けた施策

◆災害の総合的な対応は…

防災危機管理政策

施策1 災害や緊急事態に対応できる体制の充実強化

- 総合的な防災・危機管理体制の確立
- 地域における防災体制の強化
- 市民への防災情報の発信
- 大規模災害発生時の対応

◆災害のための訓練や備えは…

消防政策

施策1 火災や自然災害対策の推進

- 自然災害に対する備え

◆災害発生時の上下水道は…

水道政策

施策1 水の安定供給の推進

- 危機管理体制の充実

施策2 公共下水道の普及推進と安定処理

- 危機管理体制の充実

◆災害のための備蓄は…

市民生活政策

施策2 安全安心施策の推進

- 災害時用備蓄品の確保

◆災害危険箇所の情報提供や対策の実施は…

土木政策

施策2 命を守る斜面地・浸水対策の推進

- 災害危険箇所の危険度に応じた対策の実施
- 住民に対する危険箇所情報の提供



多文化共生の実現に向けた施策

◆ 多様な文化に適応できる人財の育成は…

教育政策

施策1 学校教育の充実

- 新しい時代に求められる資質・能力の育成

◆ 多文化が交流する共生社会を築くには…

市民生活政策

施策1 地域コミュニティの活性化の推進

- 町内会の活性化

◆ 多文化交流を進めるには…

行政経営

経営1 的確な分析による戦略的な行政経営の推進

- 市民の多文化交流の推進

あ行

アイデンティティ 一般には、社会や他者との関係の中で獲得される自分らしさ。ここでは、グローバル社会の進展の中において獲得されるべき自己の資質・能力の意。

R P A Robotic Process Automation の略。AI等の技術を用いて業務効率化・自動処理を行うこと。

インセンティブ 意欲向上や目標達成のための刺激、誘因、外的動機づけ。

E C electronic commerce の略。インターネット上で商品やサービスを売買すること。

海風の国 佐世保・小値賀観光圏のブランドコンセプト。日本の本土最西端に位置し、太古の昔から海風によって様々な文化・歴史と交流し、島々、浦々に特徴ある生活文化が根付き発展した当圏域を表すもの。

エリアマネジメント 地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上（快適な環境創出、美しい街並み、地域のブランド力、良好なコミュニティの形成など）させるための、住民、事業者、地権者等による主体的な取組。

か行

環境マネジメントシステム 組織や事業者が環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定

し、その達成に向けて取り組む体制、手続き等の仕組みのこと。「Environmental Management System」を略して「EMS」とも呼ばれる。

旧軍港市転換計画 旧軍港市転換法に基づき、旧軍港市を平和産業港湾都市に相応しいよう建設する計画。

旧軍港市転換法 旧軍港市である横須賀市、呉市、佐世保市及び舞鶴市を平和産業港湾都市に転換することにより、平和日本実現の理想達成に寄与することを目的とする法律。（昭和25年施行）

九州新幹線西九州ルート 福岡市（博多駅）と長崎市（長崎駅）を結ぶ新幹線。（「長崎ルート」や「長崎新幹線」と表記されることもある）

九州西部地域大学・短期大学産学官連携プラットフォーム 長崎・佐賀・福岡3県の17の大学・短期大学と、長崎県・佐世保市などの地方公共団体、さらに経済・産業界とが連携して、地域の発展に向けて取り組むための組織。

ゲートウェイ機能 広義には「玄関口」という意味で、様々なネットワーク同士（交通網等）をつなぐ機能を指す。

健康経営 従業員の健康を会社の財産ととらえ、会社の成長のために、従業員の健康づくりに積極的に取り組むこと。

減債基金	地方公共団体の借入金の返済を計画的に行うための積立金。
広域プラットフォーム	複数の地方公共団体にまたがって、行政・金融機関・企業などが知識や情報の交換を行う仕組み。
国際旅客船拠点形成港湾	国際クルーズ拠点の形成を官民連携の取組により推進する、特に重要な港湾として国土交通大臣より指定を受けた港湾。

さ行

財政調整基金	地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための積立金。
させぼ産品	市内に既にある特産品（伝統的工芸品を含む）に加え、商品開発やブランド化により新たに特産品になるものを加えたもの。
佐世保市都市計画マスタープラン	都市計画法に基づき、土地利用や道路、公園などの都市計画に関する基本的な方針を示すもの。
SASEBOまち元気協議会	商店街（三ヶ町、四ヶ町、京町、戸尾）、商業施設（五番街、えきマチー丁目）、商工会議所、市によって構成されており、中心市街地全体、いわゆる「まちなか」をひとつの「面」として捉え、回遊性向上などによる活性化を目指す協議体。
自治体PPS	Power Producer Supplier の略。現在は、旧一般電気事業者以外の小売電気事業者を「PPS」あるいは「新電力」と呼び、自治体が

姉妹都市等	<p>出資するものを自治体PPSという。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○アメリカ合衆国 <ul style="list-style-type: none"> ・ニューメキシコ州アルバカーキ市（姉妹都市） ・カリフォルニア州サンディエゴ港（姉妹港） ○オーストラリア連邦 <ul style="list-style-type: none"> ・ニューサウスウェールズ州コフスハーバー市（姉妹都市） ○中華人民共和国 <ul style="list-style-type: none"> ・福建省廈門市（友好都市） ・遼寧省瀋陽市（友好交流都市） ○大韓民国 <ul style="list-style-type: none"> ・京畿道坡州市（姉妹都市） ・釜山広域市西区（国際親善都市） ○日本 <ul style="list-style-type: none"> ・大分県九重町（姉妹都市）
生活核	身近な地域における日常生活と都市活動の維持のための拠点
世界で最も美しい湾クラブ	湾を活かした観光振興と資源保護、そこに暮らす人々の生活様式や伝統の継承、および景観保全を目的に活動するフランスに本部を置くNGO(非政府組織)。

た行

多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いのちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。(多文化共生推進プログラム、総務省、2006.3)
地域核	周辺地域を含んだ圏域における

附属資料 10 用語解説

日常生活と都市活動の拠点	可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続することができるように、医療、介護、予防、住まい、生活支援・福祉サービスが相互に関係し、連携しながら在宅の生活を支援する体制。	都市アイデンティティ	「佐世保市らしさ」を意味し、本市ならではの魅力や独自性を、市民の愛着や誇りとともに都市イメージとして定着させるもの。
地域包括ケアシステム		都市核	都市全体及び周辺市町を含む広域的な圏域における中核を担う拠点。
地（知）の拠点	大学が地方公共団体と連携して、地域のための教育・研究や社会貢献を進めること。	な行	
地方交付税	地方公共団体が等しく行うべき事務を遂行することができるよう、一定の基準により国が交付する税。	西九州させば広域都市圏	近隣の市町と連携して、行政サービスにかかる費用の節減や、共同で経済支援を行うなど、スケールメリットを生かした取組を進めるための枠組みであり、佐世保市を中心市として、平戸市、松浦市、西海市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町、伊万里市、有田町の12の自治体で構成。
地方分権改革	各地域が地域の課題に自らの判断と責任で取り組みやすくするため、住民に身近な行政を、できるだけ住民に近い地方自治体が担っていけるように変えていく取組のこと。国と地方自治体の関係を上下・主従の関係から対等・協力の関係にすること（機関委任事務の廃止）や、国・県からの事務・権限の移譲、法令による全国一律の基準や国の関与などに関する規制緩和（義務付け・枠付けの見直し）等を行っている。	日本版 DMO	Destination Management/Marketing Organization の略。 地域の多様な関係者を巻き込みつつ、科学的アプローチを取り入れた観光地づくりの舵取り役を担う法人。
特定複合観光施設	カジノ施設、国際会議場施設、展示施設等、魅力増進施設、送客機能施設、宿泊施設から構成される一群の施設であって、民間事業者により一体として設置・運営されるもの。	認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づき市町村の認定を受けた農業経営者等。
		ノーマライゼーション	障がいの有無にかかわらず、誰もが当たり前暮らせる社会こそがノーマルな社会であるとし、その実現に向けて様々な社会条件を整えていこうとする考え方。

は行

バッファゾーン	核（コア）となる景観資産等の周囲の景観を形成する地帯。
H A C C P	Hazard Analysis and Critical Control Point の略。 食品の安全性を高度に保証する衛生管理手法の一つ 具体的には、食品等事業者が原材料の受入から最終製品にいたる一連の工程の各段階で発生する危害を分析し、その危害の発生を防止することができるポイントを重点的に管理する手法。
病病連携	役割（機能）の異なる病院間の連携のこと。 （例：急性期病院と回復期病院の連携）
病診連携	役割（機能）の異なる病院と診療所間の連携のこと。 （例：かかりつけ医と手術を行う病院の連携）
標準財政規模	地方公共団体が標準的な行政サービスを行う上で必要な一般財源の規模。
P P P（公民連携）	Public Private Partnership の略で、公共施設等の建設や維持管理などに民間の資金と知識・経験を活用し、公共サービスの提供を民間が主導して行うこと。
ファミリーサポート	子育て等の援助を受ける方とその援助を行う方との相互援助活動をコーディネートすること。
平均自立期間	日常生活動作が自立している期間の平均で、介護保険の要介護

度の要介護2～5を不健康（要介護）な状態とし、それ以外を健康（自立）な状態として算定。

法定外目的税

地方税法（国の法律）に定められた税目以外に、地方自治体が特定の目的に使用するため条例で設定する税。

ポートセールス

港の管理者が船社や関連企業等に自らの所有する港のメリットを説明し、クルーズ客船等の船舶や貨物を誘致すること。

北部エリア

佐世保市都市計画マスタープランにおける「吉井地域（吉井支所管内）、世知原地域（世知原支所管内）、小佐々地域（小佐々支所管内）、江迎地域（江迎支所管内）、鹿町地域（鹿町支所管内）」をいう。

ま行

まち・ひと・しごと創生総合戦略

人口急減・超高齢化という大きな課題に対し、官民が一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会の創生を目指す戦略。

密度の経済

人口密度の高い場所で行政サービス等を効率的に行うことで、様々なコストを引き下げることができる考え方。例えば、人口が密集する地域であれば、公共交通手段や水道光熱を効率的に提供でき、住民一人あたりの税負担は軽くなるが、一方で過疎化が進み人口が減った地域では住民一人あたりの税負担は大きくなる。

ら行

ライフサイクルコスト
施設等の設計及び施工から解体
や廃棄に至る過程に必要な費用
の合計額のこと。

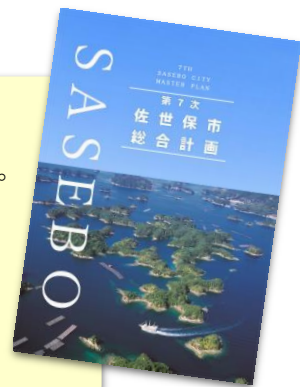
療育環境改善
障がいのある子どもの発達を促
し、日常生活の困り事を少しで
も軽減できるように学校や医
療、家庭が連携できる環境づく
りに取り組むこと。

MEMO

MEMO

「第7次佐世保市総合計画」は
佐世保市ホームページでもご覧いただけます。

スマートフォン等の
QRコードリーダーで
読み取ってください。



第7次佐世保市総合計画

令和2年3月発行

[編集・発行]

佐世保市役所 企画部 政策経営課

〒857-8585 長崎県佐世保市八幡町1番10号

TEL 0956-24-1111 (代表)

FAX 0956-25-9676